

別表六(三十一)

「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(三十一) 令四・四・一以後終了事業年度分

事業年度		：	：	法人名		
期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円				
期末現在の常時使用する従業員の数	2	人				
法人税額の特別控除額の計算						
雇用者給与等支給額 (別表六(三十一)付表一「4」)	4	円		適用可否	3	
比較雇用者給与等支給額 (別表六(三十一)付表一「11」)	5			控除対象雇用者給与等支給増加額 (6)と(10)のうち少ない金額	19	円
雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6			雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(三十一)付表二「12」)	20	
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5)=0の場合は0)	7			差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (19) - (20) (マイナスの場合は0)	21	
調整雇用者給与等支給額 (別表六(三十一)付表一「5」)	8	円		第1項適用の場 税額控除限度額又は中小 (14) $\geq$ 4% の場合 0.1	22	
調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(三十一)付表一「11」)	9			(18) $\geq$ 20% 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.05	23	
調整雇用者給与等支給増加割合 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10			税額控除限度額 (21) $\times$ (0.15 + (22) + (23))	24	円
継続雇用者給与等支給増加割合の計算 $\frac{(13)}{(12)}$ (12)=0の場合は0)	13				25	
教育訓練費増加割合の計算 $\frac{(17)}{(16)}$ (16)=0の場合は0)	18				32	

**「32」欄**  
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第1項」
- 「区分番号」欄：「00677」
- 「適用額」欄：「32」欄の金額

**「32」欄**  
中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第2項」
- 「区分番号」欄：「00678」
- 「適用額」欄：「32」欄の金額

(注) 本別表は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度が対象となります。  
令和4年4月1日以前に開始した事業年度については、P33又はP34をご参照ください。